

「2021年4月から36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）の様式が新しくなります」

36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）とは、労働基準法第36条により、会社は法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超える時間外労働及び休日勤務などを命じる場合、労働者代表と書面による協定を結び労働基準監督署に届け出ることが義務付けられており、一般的に36協定という名称で呼ばれています。

2021年4月1日から労働基準法施行規則等の一部改正する省令が施行され、36協定届の様式が新しくなります。主な改正点として、「36協定届における押印・署名の廃止」、「36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設」です。詳しくは下記のURLよりリーフレットの内容をご確認ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/2021nen4kara36kyouteitodokegaatarasikunarimasu.pdf>

●36協定に関するお問い合わせ先

三重県労働局 労働基準部監査課 TEL：059-226-2106

明和町商工会 TEL：0596-52-5235

●参考資料

- ・36協定届が新しくなります（リーフレット）

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/2021nen4gatukara36kyouteitodokegaatarasikunarimasu1.pdf>

- ・厚生労働省 主要様式ダウンロード

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/roudoujouken01/index.html